

名護市DX推進計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要項

1 目的

国は、行政のデジタル化の取組を着実に進めるための「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）」を閣議決定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容と、関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画（令和2年12月25日）」を策定・公開している。これらを踏まえ各自治体において着実にDXに取り組めるよう「自治体DX推進手順書」が令和3年7月7日に公開されており、当該手順書では自治体DXの推進に係る全体方針の策定・共有と推進体制の整備が重要視されている。

また、名護市では令和4年3月に第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略を策定し、横断的目標として時代に即した質の高い行政サービスの提供（自治体DXの推進）を掲げ、最新技術を活用した市民サービスの向上と事務の効率化に取り組むこととしている。

このような状況を踏まえ、本市においても国が示す「自治体DX推進計画」に掲げられている項目等について、国や県の方向性と整合を図りつつ計画的に推進していく必要があることから、名護市DX推進計画を策定する。

なお、当該計画の本市における最適化を目指す観点からDX及びデジタル技術に知見を有する専門家へ本件業務を委託するものであり、この要項は本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

名 称：名護市DX推進計画策定支援業務

履 行 期 間：契約締結の日から令和5年3月31日まで

履 行 場 所：名護市総務部業務改善推進室 他

委 託 上 限 額：11,880,000円（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 計画の概要

別添仕様書を参照のこと。

4 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (6) 法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (7) 共同企業体に係る留意点
 - ① 共同企業体とは、名護市DX推進計画策定支援業務共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものをいう。
 - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と共に協定書【任意様式】を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
 - ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と共に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
 - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
 - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期間
案件公表（公告）	令和4年5月11日（水）
参加表明書の提出期限	令和4年5月18日（水） 午後5時必着
参加資格確認結果通知書の交付	令和4年5月23日（月）
質問書の提出期間	令和4年5月11日（水） ～5月25日（水）正午必着
質問の回答	令和4年5月27日（金）
技術提案書類の提出期限	令和4年6月1日（水） 午後5時必着
プレゼンテーション及び ヒヤリングの実施	令和4年6月8日（水）
結果通知	令和4年6月13日（月）
契約予定時期	令和4年6月末

(2) 配布資料

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 誓約書【様式2】
- ③ 名護市において課税がない旨誓約する書類【参考】
- ④ 辞退届【様式3】
- ⑤ 会社概要【様式4】
- ⑥ 質問書【様式6】
- ⑦ 技術提案提出書【様式8】
- ⑧ 業務実績表【様式9】
- ⑨ 業務実施体制表【様式10】

配布場所：名護市 総務部業務改善推進室（担当：山口）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を1部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和4年5月18日（水）の午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知書の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和4年5月23日（月）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和4年5月11日（水）から令和4年5月25日（水）正午まで（必着）

② 提出方法

原則として電子メール担当課へ送付すること。また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日を除く）以内に電子メールにより参加表明書を提出した全員又は技術提案資格者全員に対して回答する。

(6) 技術提案書類等の提出

技術提案資格者は、技術提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和4年6月1日（水）の午後5時まで（必着）

② 技術提案書類等

別紙2「技術提案書類等について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

④ 申請受理票

技術提案書類の受理後は、申請受理票を交付する。

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和4年6月8日（水）とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	20分
質疑応答	10分
合計	30分

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。

④ 説明内容については、提出した技術提案書をもとに特定テーマを対象として行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、技術提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番は、技術提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

⑧ 新型コロナウイルス感染症拡大等の状況により、プレゼンテーションの

実施方法を見直すことがある。(例：WEB会議システムを利用したプレゼンテーション、プレゼンテーションは実施せず書類審査のみの実施等)

※プレゼンテーションの実施方法に変更がある場合は、プロポーザル参加者に事前連絡を行う。

6 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市DX推進計画策定支援業務業務プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優先候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。
- ④ 最低基準点は60点×委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

7 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本実施要項に違反した場合

8 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者を選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者(以下「優先交渉者」という。)が提出した技術提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者と

する。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他

(1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。

(3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。

(4) プロポーザルの結果は、提出された技術提案書等を除き公開するものとする。（参加業者名及びその総合評価点数も含む。）ただし、提出された技術提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。

(5) 1事業者あたりの技術提案は、1件までとする。

(6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式3】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

10 問合せ先

名護市 総務部業務改善推進室（担当：山口）

住所：〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話番号：0980-53-1212（内線257）

FAX：0980-53-6210

メールアドレス：dx@city.nago.lg.jp

(要項 5(3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、1 部提出するものとする。

① 参加表明書【様式 1】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 誓約書【様式 2】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

③ 会社概要【様式 4】

ア 記載は 1 頁以内とする。

④ 全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）

ア 3 カ月以内に発行されたものを提出すること。

⑤ 法人の令和 3 年度分名護市税に係る完納証明書（名護市において課税がない場合には課税がない旨誓約する書類（要記名押印）※様式集に参考様式）

⑥ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ

⑦ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

※共同企業体等の参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。
（ただし上記③④⑤については構成企業ごとに提出すること。）

(要項 5(6)②関係)

別紙 2 技術提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 技術提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 技術提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、技術提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（技術提案提出書一式）：1 部（片面印刷A 4 フラットファイル綴じ）
- ② 副本（技術提案提出書一式）：8 部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 技術提案提出書【様式 4】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要【様式 5】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について（2）②同様。

③ 業務実績表【様式 6】

④ 業務実施体制表【様式 7】

⑤ 技術提案書

ア 特定テーマ 1 業務実施体制を含め、本業務における実施方針を提案すること。

イ 特定テーマ 2 名護市DXの推進に関する技術提案（追加提案）

- ・各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて提案すること。
- ・本市でDXを推進するに当たりいかに現状把握並びに課題の洗出しを行うのか、その方法及び対処方法について提案すること。

⑥ 参考見積書及び参考見積内訳書（任意様式）

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とすること。

イ 積算に当たっての根拠等の内訳を参考見積内訳書として提出すること。

※共同企業体等の参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。
（ただし上記③については構成企業ごとに提出すること。）

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスを貼付すること。また、①～⑥の順に通しでページ番号を付すこと。

(要項 6 ③関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
①実績	事業者の実績	同種業務または類似業務の実績があるか。	5
②実施体制	業務実績体制	本業務を確実に遂行できる実施体制となっているか。	5
	配置予定者の業務経験	本業務の実施に当たり、類似業務に従事した経験を有する者を含めているか。	5
	スケジュール	業務スケジュールは無理がなく適切であるか。	5
③企画提案	特定テーマ 1 に関する技術提案	・DXに関する国の動向、上位計画との整合性、新たな社会の潮流への対応しうる提案となっているか。 ・名護市の提示する仕様書に即した提案となっているか。 ・提案における取組内容が庁内職員と連携して実施できるものとなっているか。 ・提案内容に本業務にて作成する計画書のイメージを入れているか。またイメージは計画の実現性・実効性・効果・持続性を見込めるものとなっているか。	50
	特定テーマ 2 に関する技術提案	仕様書に定められた内容以外に、名護市のDX推進に関わる追加の提案がなされており、内容が適切か。	10
④技術力及びプレゼンテーション能力	専門技術力及びコミュニケーション能力	・企画提案書、プレゼンテーション等を通じた業務に対する知見・技術力・積極性 ・質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	10
⑤価格	見積価格	配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

満点：100

(要項6③関係)

別紙4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

- 1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方が1位とし、1位とした者が多い方を最優先候補者とする。

(例1)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例1の場合、ア社の得点が高い委員が3人、イ社の得点が高い委員が2人となるため、ア社を最優先候補者とする。

- 2 1において、どちらも同人数だった場合は、各委員が1位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例2)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	欠	350
イ社	90	75	95	90	欠	350



	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社		85		95	欠	180
イ社	90		95		欠	185

※ア社を1位とした委員の合計点数が180点、イ社を1位とした委員の合計点数が185点となるため、イ社を最優先候補者とする。

- 3 2においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高いものを最優先候補者とする。